

# 保健福祉だより

## 11月

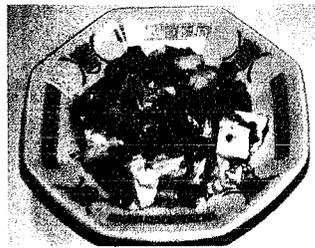
### ◎ 事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
5	水	未受診者検診 (基本・胃・子宮)	春の検診未受診者は必ず受診してください	
11	火	予防接種 「ツベルクリン反応」 午後1時15分～	生後3か月～4歳未満	
12	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	
13	木	予防接種 「ツベルクリン判定とBCG」 午後1時15分～	11日接種者	保健福祉センター
14	金	心の健康講演会「更年期とストレスについて」 個別相談会 午後2時～	一般住民	
18	火	定例健康相談会 午後1時30分～	一般住民	
25	火	3歳児健診 午後1時15分～	H12年8月1日～11月30日までに生まれた人	
26	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	

大の取り締め日 7日(金)、14日(金)、21日(金)、28日(金)

## かあちゃん料理

### 『エスニック風 マーボ豆腐』



#### 材料(6人分)

- 木綿豆腐……1・1/2丁
- 豚赤身ひき肉……240g
- 生しいたけ……6個
- ピーマン……3個
- ねぎ……60g
- ごま油・油……小さじ2
- トマトケチャップ……大さじ6
- 砂糖……大さじ2/3
- しょうゆ……大さじ2
- 酒・しょうが汁……1・1/2
- 豆板醤……適宜
- スープ……カップ1・1/2
- かたくり粉……大さじ2

#### 【作り方】

- 豆腐は軽く水をきり、1cm厚さの角切りにする。
- Aの調味料を全部合わせておく。
- 野菜は1cmくらい角切りにする。
- フライパンに油を熱し、ひき肉を炒め、さらに②を入れて炒め、③と豆腐を加えずさないように混ぜてとろみをつける。

ぜひ1度作ってみてね!

◆1人分栄養量◆

エネルギー	195kcal
たんぱく質	15.0g
脂質	8.6g
塩分	1.3g

### ●11月休日救急在宅当番医●

【外科系】(午前9時～午後6時)

- 2日 分水町 本間医院 ☎0256-98-2350
- 3日 瀧東村 瀧東けやき病院 ☎0256-86-3515
- 9日 吉田町 吉岡医院 ☎0256-92-7887
- 16日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
- 23日 巻町 飯塚外科内科医院 ☎0256-72-1151
- 24日 分水町 榊原医院 ☎0256-97-5111
- 30日 岩室村 金子外科整形外科医院 ☎0256-82-4786

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

### 平成15年度 月湯村敬老会

9月13日農村環境改善センターにおいて月湯村敬老会が行なわれました。今年には結婚50年金婚該当者が多数で18組の方がお祝いを受けられました。また、アトラクションでは村内踊りの会や民謡団体の方々に加えて、飛び入り参加者が出るなど大変盛り上がりしました。お祝いを受けられたのは次の方々です。(敬称略)

- 卒寿90歳 薄田栄三郎 滝沢キヨ  
桶浦トシ 佐藤ヨリ  
児玉政雄 曾山スギ  
石川ヨ子  
結婚60年 北巴之吉・トム  
北玉源 市・ス・イ  
結婚50年 加藤澄雄・ミツ  
笠原澄雄・シツエ  
小原敏雄・栄子  
羽入秀二・綾子  
中嶋昭二・マサ子  
関本昭治・マサ子  
山田文男・サシイ  
北山登志男・ヨシイ  
坂井一威・タシイ  
佐藤正巳・トキキ  
小林繁・久ヨ



### 結婚50年のみなさん

柳作・ミヨ、藤村良平・キセ、見玉利孝・ヨキ、長谷川秀雄・ヨキ、曾山義春・三知、米88歳(婦人会お祝い)五十嵐ヨキ 田辺キヨノ、谷井道子 山崎ウメ、落田フジ 阿部泰一、石塚堅三郎 大橋正意、荻原キヨ  
みなさんおめでとうございました。これからも元気でお願いします。

朝鮮半島・台湾出身の帰国入国者の方々の結婚50周年記念式典  
甲斐県を代表するお祝い  
甲斐県を代表するお祝い

現在、先の大戦において日本軍の軍人・軍属等として戦死された方の遺族や重度戦傷病者の方々に甲斐県等が支給されます。(ご遺族には甲斐県260万、重度戦傷病者の方には見舞金400万円)甲斐県等につきましては、平成16年3月31日が請求期限とされています。請求期限内に請求されない方には甲斐県等が支給されませんので、十分注意してください。

問い合わせ 新潟県福祉保健部福祉保健課課後援給室 ☎28515511(内線2633)

### 年金コナー

老齢基礎年金を受け取るには

「老齢基礎年金」を受け取るためには、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合計して25年以上の受給資格期間を満たしていることが必要で、65歳になったときから受給することが出来ます。

#### ◎保険料納付済期間とは?

主に第1号被保険者(自営業、学生等)として保険料を納付した期間、第2号被保険者(サラリーマン・公務員等)であった期間及び第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)であった期間をいいます。

#### ◎保険料免除期間とは?

国民年金保険料の納付を免除された期間をいい、第1号被保険者が障害年金を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けている間、保険料が免除される「法定免除」、所得が無いなど保険料を納付

することが著しく困難であることが認められたときの「申請免除」、その他、大学・短大・専門学校等に通う学生が申請し承認を受けることにより学生期間中は保険料の納付を要しない「学生納付特例」期間があります。

※保険料が免除された期間についての老齢基礎年金の年金額は、保険料を納付した期間の3分の1(半額免除は3分の2、ただし半額保険料を納付した期間に限る)として計算されます。

また、合算対象期間と学生納付特例期間は、年金の資格期間を計算する場合には算入されますが、年金の計算には反映されません。

